

令和2年4月30日

学生の皆さんへ

和歌山県立医科大学理事長・学長 宮下 和久

「情報倫理に反する行為」の禁止について

5月11日から遠隔講義が実施されます。遠隔講義を受講するにあたり、講義の妨害やプライバシーの侵害を招く恐れのある以下の行為は、「和歌山県立医科大学学生懲戒規程」の別表（第4条関係）の「コンピュータ又はネットワークの不正使用（で悪質な場合）に該当し、懲戒（退学、停学又は訓告）処分となります。

- ① 配付されたTeamsによる講義のURL、ミーティングIDやパスワードを他人と共有すること。
- ② オンラインで行われる授業の様子を出席者の許可なく写真にとり、それをSNSなどで共有すること。また、担当教員の許可なく、授業の内容を録音・録画し、それを公開すること。
- ③ オンライン講義で配付された資料等を、担当教員の許可なく再配布すること。

以上につきまして、十分、注意してください。